

あとがき

急速に増加し続けている横浜市の人口は、すでに二三〇万人に達しようとしています。

これだけの市民に快適な生活を保証できるように、地域の環境を整えていくことは、大変な仕事であります。私どもはみなさんの生活環境をより良くするために、日夜、心を砕いておりますが、ご満足いただけるところまでは、まだまだ道程があります。私どもの努力だけでは、なかなか打開できない問題が横たわっているからであります。

山積みする難題にたいして効果的にたちむかうためには、市政が市民のみなさんと強く結ばれていなければなりません。その前提として、市政の担当者は、環境破壊が深刻化している都市の現状と市政がこれにどのように対処しようとしているかについて、つねに市民の前に資料を公開することが必要でしょう。ことに毎年、市外から約二〇万人もが流入している横浜市においては、それら多くの新市民に、この都市がかかえている問題を正しく理解してもらい、すみやかに市政に参加できる道を整えるうえからも、公開の必要性はか

くべつ高いと思われます。このような考えのもとにまとめられたのが、この市民生活白書「横浜と私」であります。

市民生活白書は、すでに二回、昭和三十九年と四十一年にだされていますが、今回は新しい試みとして、あるモデル家族と先生とにご登場願ひ、その対話を通していろいろの問題になじんでいただくと考えました。多少でも市政をめぐる諸問題について、みなさんのご理解を深めることができればと願つてやみません。

昭和四十六年一月

横浜市企画調整室長

鈴木和夫

横浜と私

市民生活白書

昭和46年1月20日発行

編集・発行 横浜市企画調整室都市科学研究室

横浜市中央区港町1-1

電話 (681) 6815

印刷 明善印刷株式会社

装幀・デザイン 中垣信夫

〔住民の意義、権利義務〕

地方自治法第一〇条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2—住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

〔市民〕1—市の住民。都市の人民。

2—〈Citizen—イギリス・Bürger—ドイツ〉

国政に参加する地位にある国民。公民。

3—ブルジョアの訳語。

〔市民権〕〈droit de cité—フランス・Citizenship—イギリス〉

1—人民ないし国民の権利。

横浜市

人権または民権に同じ。

また、公権とも同義に用いる。

2—市民としての行動・思想・財産の

自由が保障され、居住する土地や国家の

政治に参加することのできる権利。